

三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年5月25日(月)
開会 午後 2時00分
閉会 午後 4時10分
- 2 会 場 三次市役所本館 6階 603会議室
- 3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由
委 員 小 根 森 直 子
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美
委 員 藤 井 皇 治 郎
- 4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦
教育委員会事務局付課長 河 野 智 樹
学校教育課長 大 原 哲 也
教育委員会事務局付課長 赤 木 実
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦
教育総務係長 伊 藤 浩 司
文化と学びの課主査 迫 あ す か
- 5 議事日程
- (1) 議案第5号 三次市青少年問題協議会委員の任命について(非公開)
- (2) 議案第6号 三次市文化財保護委員の委嘱について(非公開)
- (3) 議案第7号 三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する等の規則について(公開)
- (4) 議案第8号 三次市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について(非公開)
- (5) 議案第9号 令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択

基本方針について（非公開）

- (6) 議案第10号 三次市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について
（非公開）
- (7) 議案第11号 三次市教科用図書採択地区調査員の委嘱について（非公開）
- (8) 議案第12号 令和2年度三次市学校評議員の委嘱（変更）について（非公開）
- (9) 報告1 三次市学校給食用食材購入費用等補助金交付要綱の制定について
（公開）
- (10) 報告2 三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱の改正に
ついて（公開）
- (11) 協議1 6月補正予算要求について（非公開）

教育総務係長
松村教育長

ただいまから教育委員会会議を開会する。教育長の報告をお願いする。
4月の教育委員会会議は新型コロナウイルス感染症の影響で書面決議
となり、今回が今年度初めての会議となる。藤原委員が5月13日で
退任となり、新任として、5月臨時議会で承認となった藤井皇治郎委
員に保護者代表として就任いただく。新型コロナウイルス感染症に関
わっては、3月から全国的に休校措置となり、4月から5日間学校を
再開したが、再度4月13日から5月31日まで休校措置をとってい
る。5月18日から自主登校という対応をしており、この間、不安なの
で登校させたくないという場合は、欠席扱いとはしないこととなっ
ている。6月1日から学校の全面再開となる。今年度休校していた間の
学校稼業日は31日あり、今年度の夏休み期間はおおむね8月8日か
ら8月19日で検討をしている。各学校でもPTA役員、保護者、地域
等へ説明を行い、協力をお願いしている。誹謗中傷がないよう学校で
も教育を徹底していく。学校へ示していく資料についてはまたのちほ
ど説明させてもらう。それでは藤井委員に一言あいさつをお願いする。

藤井委員
松村教育長
教育総務係長

（就任あいさつ）
続いて事務局職員の体制について紹介を行う。
新体制となった事務局職員を紹介させていただく。
（教育次長，文化と学びの課長，学校教育課長，教育委員会事務局付課

長，教育委員会事務局付課長，教育総務係長，文化と学びの課主査を紹介。）

それでは，以降の進行を教育長にお願いします。

松村教育長　　これから議事に移る。本日の議題は，議案第5号，第6号及び第8号から第12号並びに協議1については，人事案件及び議会提出前の案件であるため，公開になじまないものと判断する。ついては，三次市教育委員会会議規則第14条第1項により非公開にしたいと思うので，皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同　　―異議なし―

議案第5号　　三次市青少年問題協議会委員の任命について
（人事案件のため非公開）

議案第6号　　三次市文化財保護委員会の委員の委嘱について
（人事案件のため非公開）

松村教育長　　本日の教育委員会会議へは傍聴の申し出がある。傍聴の申出者は，三次市教育委員会傍聴規則第2条による傍聴の手続きを行っていること認め，三次市教育委員会会議規則第14条第1項により傍聴を許可する。

―傍聴者入室―

松村教育長　　それでは，議案第7号について，事務局の説明を求める。
文化と学びの課長　　三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する等の規則案について提案するものである。まず，三次市三次地域交流館設置及び管理条例施行規則について，様式第1号の申請者欄から㊸を削除，続いて三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則について，指定管理から直営となっているため，これに関連する条の削除及び文言の修正を行うもの，続いて三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例施行規則について，様式第1号の申請者欄から㊸を削除，最

後に三次市文化会館設置及び管理条例施行規則については廃止するものである。

松村教育長 承認してよろしいか。

委員一同 ー承認ー

松村教育長 議案第8号は非公開となるため、傍聴人に退室いただく。

ー傍聴人退室ー

議案第8号 三次市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
(人事案件のため非公開)

議案第9号 令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の三次市採択基本方針について
(率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれないようにするため非公開)

議案第10号 三次市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について
(人事案件のため非公開)

議案第11号 三次市教科用図書採択地区調査員の委嘱について
(人事案件のため非公開)

議案第12号 令和2年度三次市立小中学校の学校評議員の委嘱について
(人事案件のため非公開)

松村教育長 報告1, 2については公開であるため、傍聴人に入室いただく。

ー傍聴人 入室ー

松村教育長 報告1について、事務局の説明を求める。

学校教育課長 三次市学校給食用食材購入費用等補助金交付要綱を制定する告示について報告する。学校給食の食材購入についてはさきほど申し上げたとおり私会計で運営をしており、給食費を集めて食材を購入している。この度の新型コロナウイルス感染症に伴う市内小中学校の一斉臨時休業により、学校給食を中止した際にキャンセルできなかった食材購入費用等の負担が生じるため、この保護者負担を軽減するため補助金を交付しようとするものである。補助率は10/10、学校給食会を通して申請が上がってきたものについては、この補助金の財源として国の補助率が3/4となっている。

小根森委員 学校教育課長 この補助金の交付によって、保護者の負担は0になったということか。キャンセルできなかった食材の購入費用について10/10補助するものであり、保護者負担は0となる。

松村教育長 委員一同 報告1についてはよろしいか。

松村教育長 教育委員会事務局付課長 一了承一
続いて報告2について、事務局の説明を求める。

深 水 委 員 教育委員会事務局付課長 三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示について報告するものである。改正箇所は、応援センターの位置を教育委員会内の住所に変更するもの、所掌事務について、学校経営に関する相談・指導業務を第1号とし、学校経営の面でもしっかりと応援センターとして学校長の力になっていくよう、中心になって行っていくようにするもの。応援センター職員が今年度から会計年度任用職員となったことに伴い、標記を変更するものである。

深 水 委 員 教育委員会事務局付課長 応援センターの所掌事務の1番目が「学校経営に関する相談・指導」となったということは、応援センターの役割が管理職である校長・教頭という学校経営を行う人へ向かっているという理解でよいか。

教育委員会事務局付課長 学校経営には児童生徒の問題行動等もある。最終責任者は校長となるが、その際になかなか相談することができないという校長もいる。応援センターの相談員にはベテランの元校長等がいるため、そういった相談業務をまず行っていくということが1番ということである。就学指導に関する事務、不登校に関する事務についても、順番では2番、3

番となっているが、これまでと同じように行っていく。応援センターには特別支援教育や適応障害の専門性の高い相談員がいるので、そういうところも学校の相談にしっかりと乗っていきたいと思っている。

深水委員

例えば不登校の子どもに悩む保護者の方が、なにかの相談窓口としてここへ相談されるというイメージは違うのか。

教育委員会事務局付課長

いままで、学校経営に関する相談・指導について十分力を発揮できていなかったというところで、今回そこを1番に入れたものである。相談窓口として、保護者や子どもたちから相談をするということについては、今までどおり全く変わっていない。応援センターの職員ではないが、その中にはスクールカウンセラーも位置付けているので、水・木曜日のみではあるが、しっかりと相談をいただいている。今回、学校臨時休業が長引いているが、その中でもしっかりと相談を受けている。

松村教育長

報告2についてはよろしいか。

委員一同

一了承一

松村教育長

協議1は非公開となるため、傍聴人は退室いただく。

一傍聴人 退室一

協議1

6月補正予算要求について

(議会提出前の議案関連案件のため非公開)

松村教育長

これをもって本日の会議を終了する。